

# 始めてみませんか？ 学特法人

20歳以上の学生様は、学生納付特例(略称「学特」)を申請し承認を受けることで、在学中の国民年金保険料の納付が猶予されます。

法人様が学生納付特例事務法人(略称「学特法人」)として指定されると、学校で「学特」の申請をできるようになり、学生様・法人様の双方にメリットがございます。

## この機会に学特法人の指定申請を 検討されませんか？

学生様は……

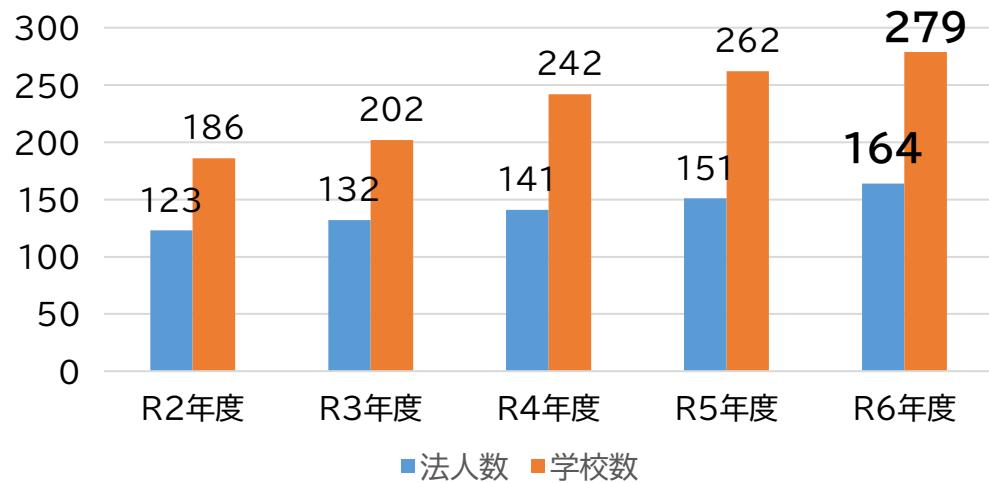
学校で手続きをするだけで、障害基礎年金を含む国民年金の保障を受けられるようになります※1

法人様は……

簡単な作業をするだけで、事務手数料として500円／件を受け取れます※2

## 学特法人、増えています。

当局管内※3の学生納付特例事務法人数※4(過去5年度)



※1 実際の支給の可否は、提出いただく診断書等により総合的に判断されます。

※2 学生納付特例事務取扱教育機関(国・地方公共団体設立の教育機関)の場合は手数料の支払いはありません。

(国立大学法人や公立大学法人等、法人設立の場合は手数料支払いの対象となります。)

※3 東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城、山梨、新潟、長野の10都県。

※4 学生納付特例事務取扱教育機関(※2参照)含む。

# 興味をお持ちの法人様の 不安にお答えします。

Q 人手が足りなくて対応できるか心配です……

A 学校ごとに1名で対応可能な業務です。

<学特法人様の声>

「私は教員ですが、留学生のサポートや学特業務を兼務しています。」

「簡単な業務なので、課員全員が申請書を受付できる体制を課内のマニュアルで整えています。」

Q 作業は大変ではないですか？

A かかる時間は1件5分、件数は平均年20~30件程度です。

法人様には①学生からの申請書の受付・記載漏れ等の確認 ②日本年金機構への申請書の送付 ③毎月の取扱件数の報告を行っていただきますが、指定を受けた法人様からは負担は少ないとお声をいただいています。

<学特法人様の声>

「受付もチェックも簡単なので、負担はないです。」

「週に数件受付、月に一度日本年金機構に提出するだけなので、負担と思ったことはありません。」

Q 年金について詳しくなくて不安です……

A 年金事務所にいつでもご相談ください。

専用の「ねんきんダイヤル」もございますので、学生様からご質問があった際にはご案内いただくことも可能です。また、日本年金機構では学生向けの出張授業「年金セミナー」も行っていますので、是非ご利用ください。

<学特法人様の声>

「いつも問い合わせをすればすぐに教えてくれます。」

「年金セミナーを開催いただくなど、お世話になっています。」

【指定申請の手続きについてはこちら】

日本年金機構(本部)

南関東地域第一部

(東京・神奈川・千葉・山梨 所在の法人様)

北関東・信越地域部

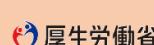
(埼玉・群馬・栃木・茨城・新潟・長野 所在の法人様)

TEL 03-5344-1100(代表)

【本パンフレットについてはこちら】

関東信越厚生局年金調整課 調整係

TEL 048-740-0714



関東信越厚生局